

## ユニークベニューとして利用する際の禁止事項等

### 1. ユニークベニューとしての活用の考え方

大阪中之島美術館（以下「新美術館」という。）は、展覧会の開催にとどまらず、講堂や研修室での各種イベントやワークショップの実施、ミュージアムショップやカフェにおける魅力的な商品や料飲の提供など、幅広いサービスの充実をめざしている。

また、新美術館は美術作品の魅力を最大限に引き出す空間構成としており、建物内外の全てが唯一無二の観光資源となりうることに加え、通常の催場・会議場とは異なる「特別な場所」として、「特別な体験」となる付加価値の高いイベントを提供することができる。

これらを踏まえ、従来の美術館利用者だけではなく、幅広い層の人々が美術館の魅力を発見できる契機となるよう、ユニークベニュー\*として活用し、利用機会を増進する。

以下、新美術館をユニークベニューとして利用する（以下「ユニークベニュー利用」という。）に当たって、作品の保存・展示といった本来の機能を損ねないよう、基本的な禁止事項等を示す。

\*ユニークベニュー：国際・学術会議、企業イベント等のいわゆる MICE や、高品質で特別感を有するパーティー、文化催事等の会場として、特別に貸し出し、美術館本来の用途とは異なる使用を行うことができる場所。

### 2. 共通禁止事項

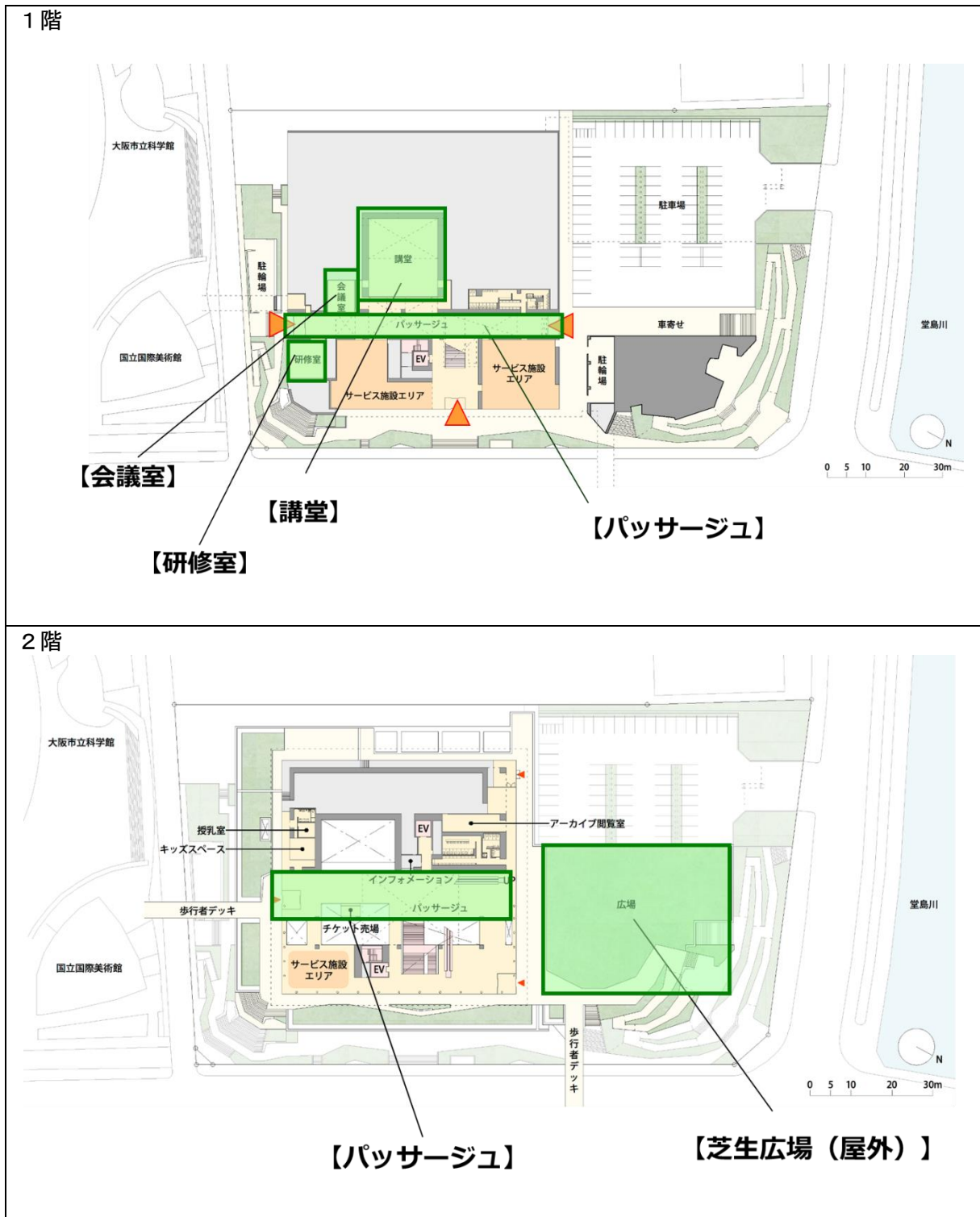
開館時間中は企画展やコレクション展などの展覧会を開催しているため、展示活動と来館者の鑑賞を妨げない範囲での利用が前提となる。

その上で、ユニークベニュー利用に当たり、下記事項を禁止する。

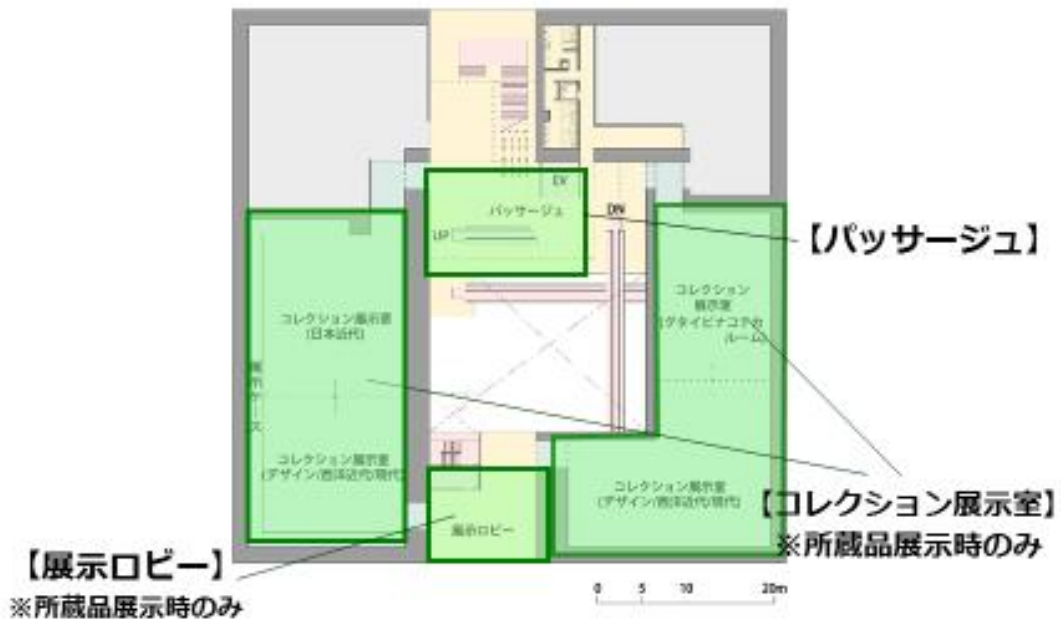
- ・ 施設・設備等を毀損すること。
- ・ 作品に触れること、また、作品を毀損すること。
- ・ 一般来館者に迷惑となる行為をすること。
- ・ 秩序または風紀を乱すこと。

### 3. 場所別の禁止事項等

#### (1) 利用可能場所の範囲（緑色で図示した部分）



4階



5階



## (2) 禁止・注意事項

### ① パッサージュ、講堂、会議室、研修室、展望ロビー

#### ア 液体物

- ・開館時間帯に液体物を用いるイベント、パフォーマンス等を実施する際には、一般来館者の動線と交錯し、床面の水はね等によって来館者が転倒するなどの危険性があるため、そうした可能性のある液体物の利用は禁止する。

#### イ 危険物

- ・火気は原則として認めない。ただし、安全性が十分に確保できる場合はその限りでない。その場合、消防法（昭和23年法律第186号）並びに関連条例等（以下「消防法等」という。）に定める基準の遵守、及び直ちに消火できる方法の準備を必要とする。また、消防法等に定めのある、火災を発生させる危険性の高い物質については、館内への持ち込みを認めない。

#### ウ 動植物

- ・動植物は、作品資料を生物被害から守る観点から持込を一切禁止する。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に定める身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）は入室できる。

#### エ 光源・電気機器

- ・高熱による火災の危険性を有する白熱電球の使用を禁止する。
- ・蛍光灯・LED照明は、消防法、関連条例等に定める基準を遵守し、床面・壁面に損傷を与えないよう留意し、設置することができる。
- ・来館者の動線上の床面にケーブルやコードを露出した状態で照明機器・設備、その他電気機器を配置することは認めない。配線カバー等を用いて来館者の安全を十分に確保すること。
- ・開館時間帯のユニークベニュー利用は、開館時間外の利用に比べて光源に対する制限基準が高くなる。

#### オ 音源

- ・騒音を発生させないこと。音源使用は、作品鑑賞等のための静穏環境を維持できる程度に止めること。

### ② コレクション展示室（新美術館の所蔵作品のみが展示されている場合）、展示ロビー

※利用できるのは、所蔵品（寄託品を除く作品資料）が展示されている期間のみとする。

#### ア 液体物

- ・イベント等における液体物の使用を禁止する。
- ・レセプション、パーティー等での飲料提供については、展示作品・資料の性質や保護状態等に応じた取り扱いとする。

#### イ 危険物

- ・火気の持ち込み、使用及び消防法等に定めのある、火災を発生させる危険性の高い物質の持ち込み、使用は一切認めない。

#### ウ 動植物

- ・動植物は、作品・資料を生物被害から守る観点から持込を一切禁止する。ただし、身体障害者補助犬は入室できる。

#### エ 光源・電気機器

- ・白熱電球・蛍光灯の使用を禁止する。
- ・LED照明は、消防法、関連条例等に定める基準を遵守し、作品・資料はもちろん床面・壁面に損傷を与えないよう留意の上、設置することができる。
- ・来館者の動線上の床面にケーブルやコードを露出した状態で照明機器・設備、その他電気機器を配置することは認めない。配線カバー等を用いて来館者と作品・資料の安全を十分に確保すること。

#### オ 音源

- ・騒音を発生させないこと。音源使用は、作品鑑賞等のための静穏環境を維持できる程度に止めること。

### ③ 芝生広場（屋外）

#### ア 液体物

- ・液体物の使用は認める。

#### イ 危険物

- ・火気の持ち込み、使用及び消防法等に定めのある、火災を発生させる危険性の高い物質の持ち込み、使用は原則的に認めない。ただし、安全を確保できる方法や態様、体制で火気を用いる場合はその限りではない。

#### ウ 動植物

- ・動物植物の持ち込みは認める。

#### エ 光源・電気機器

- ・関係する法令等を遵守し、一般来館者、周辺住民、通行者に十分な配慮を行うこと。

#### オ 音源

- ・関係する法令等を遵守し、一般来館者、周辺住民、通行者に十分な配慮を行うこと。

#### カ その他

- ・芝生が毀損した場合は復旧を行うこと。